

第3次

改訂版

向日市男女共同参画プラン

概要版



——— [本市のめざすべき具体的な姿] ———

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、
家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、
男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、
多様な生き方を認め合って、
誰もがいきいきと暮らすことができる向日市

プランの
目的

市、市民及び事業者との協働による 男女共同参画の推進

(「向日市男女共同参画推進条例」で示した理念の具体化)

「向日市男女共同参画推進条例」の前文で示すところの「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市」の実現を、本市、市民及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

また、「向日市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方を基本理念（次ページ参照）として示しています。この基本理念に則して改訂した本プランに基づき、本市と市民、事業者と協働しながら、「向日市の男女共同参画社会の実現」をめざします。

基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 社会における制度又は慣行の見直し

「女だから」、「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行が、個人の社会における自由な活動の選択を阻害しないよう、見直しが求められます。

3 政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の立案及び決定に共同して参画できるようにすることが必要です。

4 家庭生活と職業生活その他社会活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活における役割を果たすとともに、女性の健康上の特性について理解を深め、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

5 性と妊娠・出産に関する意思の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性についての理解を深め、妊娠・出産について双方の意思が尊重され、また、生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることが大切です。

6 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組の一環として進められ、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際社会との協調のもとに、行われることが求められます。

Check

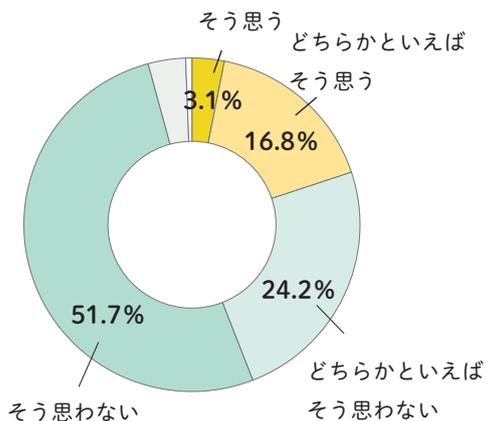


そもそも「固定的な性別役割分担意識」とは？

「男性は外で働くもの」、「女性は家庭を守るもの」のように、性別によって役割・行動・職業を決めつける考え方のことです。

■市民アンケート調査結果（令和6年度実施分）

「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



すべての人が自分らしく生き、能力を発揮できる社会を実現するためには、正しい知識を身につけ、性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気づくことが重要です。

一人ひとりが「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に向き合わなければ、個人には成長機会の損失、社会や組織にはコンプライアンス違反といったネガティブな影響が出てしまう可能性があります。



プランの性格・位置づけ

- 「第3次向日市男女共同参画プラン改訂版」（以下「本プラン」と言います。）は、「**男女共同参画社会基本法**」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたり、「**向日市男女共同参画推進条例**」第10条第1項に基づく「男女共同参画に関する基本的な計画」です。
- 本プランは、「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含しています。
- 本プランは、「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」（DV防止法）第2条の3の第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含しており、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即しています。
- 本プランは、「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」（困難女性支援法）第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含しています。
- 本プランは、国の「第6次男女共同参画基本計画」、京都府の「**KYOのあけぼのプラン**（第4次）- 京都府男女共同参画計画 -」に即しています。
- 本プランは、「第3次ふるさと向日市創生計画」の施策の柱Ⅲ「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の中の施策「男女共同参画社会の実現」を具体的に推進するための計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- 本プランは、広く市民の意見を反映するため、向日市女性団体懇話会、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施し、市民の意見を反映しています。



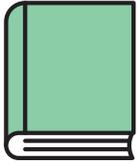
プランの期間

- 本プランの期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。今回の見直しにより、改訂版の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



プランの対象

- 本プランは、市民、地域、事業所（企業等）、行政など、**すべての個人及び団体を対象**とします。



重点的な施策



これまでの取組や本市の現状と課題、国や京都府の動向などから、本プラン期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

重点 施策 1

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

「広報むこう」、市ホームページ、人権研修会、フォーラム、男女共同参画週間における講演会など様々な方法による意識啓発に取り組み、男女共同参画社会の姿をもっと身近なものとして普及させるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての、啓発・学習の充実を図ります。

重点 施策 2

ジェンダーに基づくあらゆる暴力防止対策の強化

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力（DV）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援を含め、相談支援体制を整備し、被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組みます。

重点 施策 3

就業における男女共同参画の推進

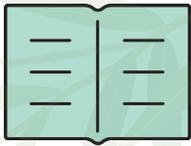
性別にかかわらず、誰もが仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やり・スキリング*の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境整備を行います。また、女性の登用を促進する環境整備や人材育成を推進し、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

*リ・スキリング…新しい職業につくためや、今の職業で必要とされる技術の変化に適應するために、必要なスキルを獲得すること、させること

重点 施策 4

ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにしていくため、市民や事業者の仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。



具体的施策



誰もが認め合うまちにしましょう



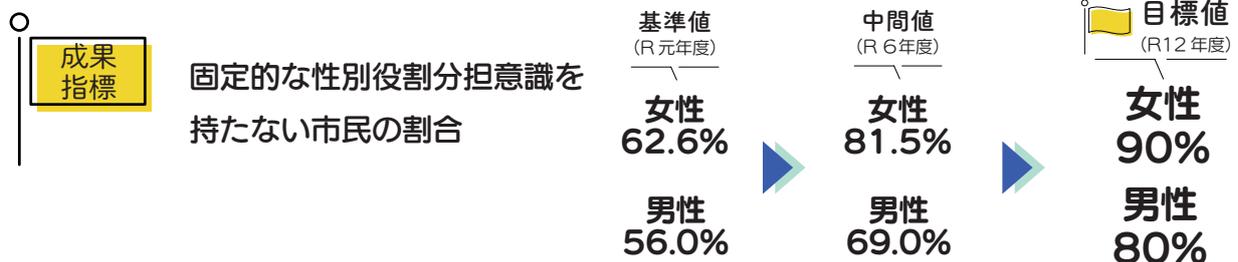
(人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をめざすとともに、性別にかかわらず、誰もがライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 誰もが自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、職場、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、性別にかかわらず、誰もが学習や能力開発に取り組めるよう支援していきます。
- 国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら地域で共に暮らしていくことができる多文化共生のまちづくりに向けて、国際理解を深めるための情報提供を行うとともに、あらゆる差別の撤廃を推進します。
- 暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者に対する支援を強化するとともに、暴力を許さない社会に向けた取組を推進します。

基本課題 1 人権尊重・男女平等意識を高めます

達成目標

人権尊重・男女平等意識が浸透する



基本施策

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 3 国際社会理解とあらゆる差別の撤廃

重点施策

基本課題2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

達成目標

性別にかかわらず、誰もが自ら考え、選択できる力をつける



基本
施策

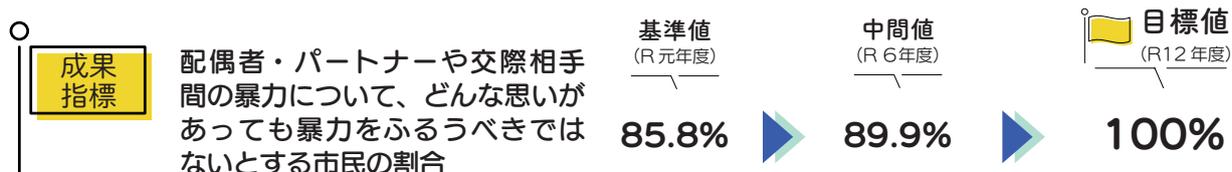
- 4 男女共同参画意識の醸成
- 5 多様な選択を可能にする教育・学習

基本課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶します

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もが互いを尊重する意識が高まる



基本
施策

- 6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力防止対策の強化
- 7 相談体制の整備
- 8 被害者支援システムの整備・充実

重点
施策

基本目標

II

誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

(あらゆる分野への男女共同参画の推進)

- 女性リーダーを育成するなど、政策や方針決定の場への性別にかかわらず参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 性別にかかわらず、誰もが生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、環境整備を推進します。また、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスを普及させていきます。
- 固定的な性別役割分担意識や長時間労働などのため、男性の育児参画や地域活動への参加が進んでいない実態を踏まえ、男性を対象とした男女共同参画を進めます。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の様々な課題の解決に向けて、あらゆる分野への性別・世代などを超えた参画を推進します。



基本課題4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

(向日市女性活躍推進計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もが政策・方針を決定できる

成果指標

審議会等における女性委員の割合

基準値
(R元年度)

33.5%

中間値
(R6年度)

35.8%

目標値
(R12年度)

40%

基本施策

- 9 女性リーダーの発掘・育成・活用
- 10 審議会などへの女性登用促進
- 11 女性職員の登用促進

基本課題5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

(向日市女性活躍推進計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もがいきいきと働ける職場が増える

成果指標

女性の継続就業を支持する市民の割合

基準値
(R元年度)

36.0%

中間値
(R6年度)

43.5%

目標値
(R12年度)

50%

基本施策

- 12 就業における男女共同参画の推進
- 13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

重点施策

基本課題6 地域のみんなで元気なまちをつくります

達成目標

あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している

成果指標

地域（社会の慣習やしきたり）において男女が平等であると
感じる市民の割合

基準値
(R元年度)

22.1%

中間値
(R6年度)

21.6%

目標値
(R12年度)

40%

基本施策

- 14 地域における男女共同参画の推進
- 15 あらゆる人の社会参加の推進



誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

(身近な男女共同参画の推進)

- 女性のライフステージに応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 誰もが安心して働き、社会活動に参加できるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 次代を担う子どもが健やかに育ち、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもを対象とした男女共同参画を推進します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性について、安心して生活できる環境づくりと自立に向けた支援を推進します。



基本課題7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

達成目標

子どもから高齢者まで地域で健やかな暮らしができる

成果指標

通常保育事業
(平日保育サービス) 定員数

基準値
(R元年度)

1,274人

中間値
(R6年度)

1,386人

目標値
(R12年度)

1,386人

基本
施策

- 16 生涯にわたる健康の包括的な支援
- 17 子育て支援の充実
- 18 介護環境の充実

基本課題8 みんなの男女共同参画を広めます

達成目標

男女共同参画を身近に感じることができるようにする

成果指標

「自分らしく生きよう!いきいきフォーラム」参加人数

基準値
(R元年度)

228人

中間値
(R6年度)

201人

目標値
(R12年度)

400人

基本
施策

- 19 子どもにとっての男女共同参画
- 20 困難な問題を抱える女性等への支援

(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

第3次 向日市男女共同参画プラン改訂版 【概要版】

令和8(2026)年3月

発行者 向日市 ふるさと創生推進部 広聴協働課
〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地
TEL: 075-874-1409 FAX: 075-922-6587
E-mail: kyodo@city.muko.lg.jp